

## 郵便入札の手引

### 1 送付方法について

- (1) 郵送方法は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法に限ります。
  - ※ 書留以外の方法で郵送した場合は、無効となります。
  - ※ 直接郵便ポストに投函することはできません。
- (2) 入札書などを郵送する代わりに直接持参する場合は、有効とします。
  - ※ 所定の『郵便入札書等受付票』も併せて持参し、交付を受けた『受付票』は開札が終わるまで保管してください。

### 2 入札書等の提出期限について

- (1) 開札日の前日（前日が休日の場合はその前の平日）午後 5 時までを基本とし、入札指名通知書又は入札規定に記載します。
- (2) 提出期限を過ぎて到達したものは、理由の如何を問わず無効となります。
- (3) 町に到達後の入札書などは、いかなる理由があっても差替えや訂正、撤回をすることはできません。

### 3 封筒及び入札書の記入方法について

- (1) 封筒は、1 件につき 1 枚とします。（入札回数は 1 回のみ）
  - ※ 入札書を封筒に 2 枚入れた場合や、入札書を入れた封筒の件名と入札書記載の件名が異なる場合などは無効になります。
- (2) 封筒は、内封筒と外封筒の二重封筒とし、入札書に町に届け出ている代表者印を押印し、内封筒に入れ、封緘はしっかり糊付けし、届出印で封印してください。
- (3) それぞれの封筒の記載などは次のとおりとします。（別記の記載例を参照してください。）

#### ①内封筒

- ・表面に業務（件）名、業務（納入）場所、開札日、入札者の商号又は名称を記載してください。
- ・必ず封緘（割印）し、表面に「入札書在中」と朱書してください。

#### ②外封筒

- ・表面に「〇〇業務（件名）入札書等在中」と朱書するとともに、入札者の商号又は名称がわかるようにしてください。
- ・外封筒には、内封筒と担当者の名前および連絡先がわかるもの（様式は任意）を封入してください。
  - ※ 持参の場合は、外封筒を省略しても構いません。
  - ※ 様式例に準じた形態ならば、縦書きや定形外封筒でも有効です。

#### ③入札書

- ・所定の入札書を使用してください。（様式は、町ホームページからもダウンロード

ドできます。)

- ・入札の回数は、1回とします。
- ・金額の訂正は認めません。新しい入札書をお使いください。
- ・入札書の業務(件)名、金額、商号又は名称、印影又は重要な文字が誤脱もしくは不明なときは無効になります。
- ・入札書の日付は、「開札日」の日付を記入してください。
  - ※ 入札書の記載日や郵便局への差出日ではありませんので、注意してください。
  - ・受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできません。
  - ・入札書には消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。

#### 4 質問書について

- (1) 質疑は質問書にて指定した日時までに、担当課へファックスしてください。
- (2) 指定日時を過ぎた質問にはお答えできません。
  - ※ 指定日時までに質問書が届かない場合は、質問がないものとします。
  - ※ 質問書の回答は、FAXで行います。
  - ※ 質問書には、FAX番号を記載してください。

#### 5 入札の辞退について

- 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに辞退届を提出してください。
- ※ 郵送又は持参のどちらでも構いません。
  - ※ 入札書などが町に到達済みの場合、入札を辞退することはできません。
  - ※ 入札辞退は、以後の指名等に不利益を与えるものではありません。  
ただし、入札書も辞退届も提出しない場合は、この限りではありません。

#### 6 開札について

- (1) 開札は、入札指名通知書に示す日時および場所において行います。
- (2) 入札者は、開札に立ち会えます。立ち会いを希望する場合は、開札日の前日(前日が休日の場合はその前の平日)午後5時までにご連絡ください。

#### 7 落札者の決定について

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格の入札をした者を落札者とします。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不相当であるときは、落札者とならない場合があります。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立ち会いをしている町の職員がくじを引いて落札者を決定します。

- (3) 入札者（辞退者を除く。）には、速やかに結果通知します。
- (4) 入札結果は、開札を行った次の日以降に契約監理課で閲覧に供します。また、町ホームページへ掲載します。
- ※ 電話による問い合わせには応じかねます。

#### 8 入札の延期又は中止について

災害その他やむをえない事由がある場合、事故又は交通遮断等が発生し郵便が届かない場合又は入札に関し不正行為がある等により適正な入札が執行できないと認められる場合には、入札及び開札を延期又は中止することがあります。

#### 9 費用負担について

入札の参加に要する費用（郵送料を含む。）は、入札参加者の負担とします。

#### 10 入札の無効について

以下に該当するものは無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- ① 入札参加資格審査において、入札参加資格がないと認められた者の入札
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ③ 指定時刻後に到達したもの
- ④ 2通以上の入札をした者の入札
- ⑤ 入札価格を訂正した入札
- ⑥ 入札書に記載された入札者名及び押印、入札価格又は重要な文字が誤脱し若しくは不明瞭で確認できない入札
- ⑦ 談合等不正行為による入札
- ⑧ その他規則、要綱などであらかじめ指示した事項に違反した入札